

送検事例①

墜落・転落

清掃業

校舎3階窓ガラスの清掃作業中、作業員が約7m下の地上に墜落死

発生概要

- 1 小学校の窓ガラス清掃作業中、作業員が約7m下の地上に墜落死する災害が発生した。
- 2 被災者は、この清掃作業の2次下請で従業員数95人の清掃業を営むA社の作業員X(33才、経験年数約10年)。
- 3 A社は、小学校校舎の窓ガラス清掃作業を請負い、1日のみで完了予定であった。

作業状況

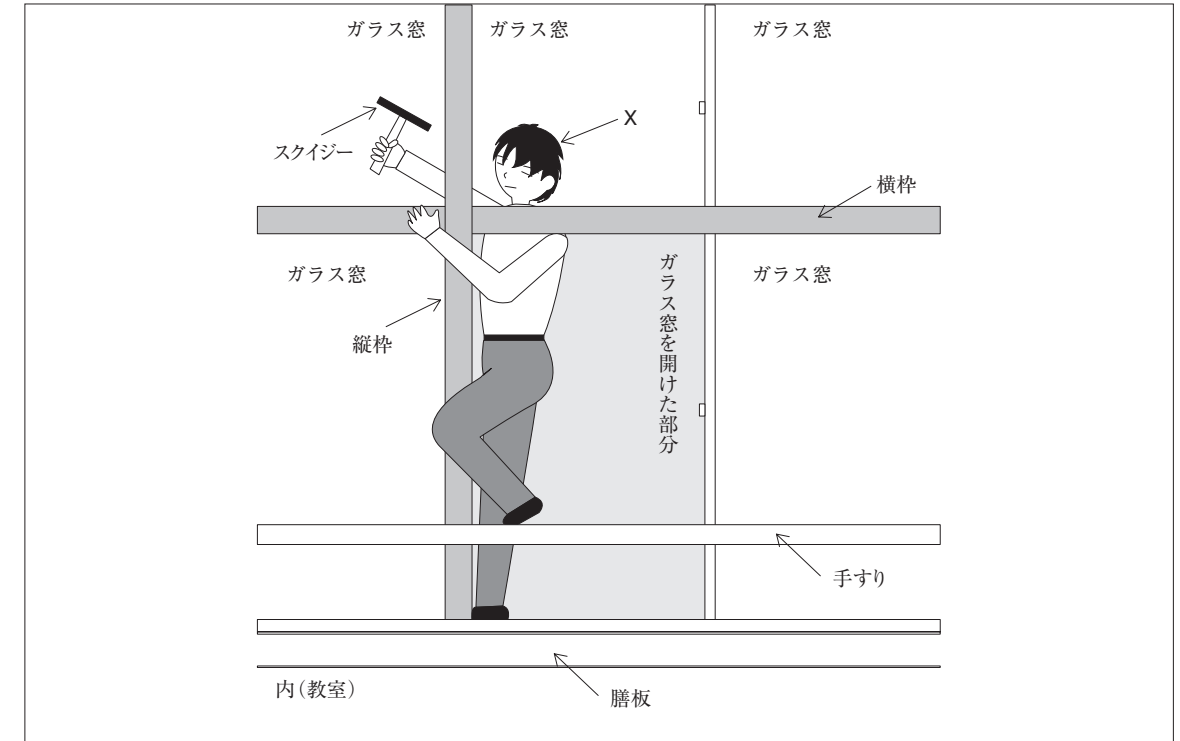
- 1 災害発生当日は、A社に午前8時頃にXと作業員4人が集まり、その後、A社から車で作業場所の小学校へと向かい、午前8時40分頃に小学校に到着した。
- 2 車中で、1階に1人、2階に2人、3階にXともう1人の作業員という作業分担を話し合い、午前9時頃から清掃作業を開始した。このとき作業員は保護帽を着用していなかった。
- 3 窓ガラスの清掃は、洗剤を含ませたモップで窓ガラスを拭いた後、スクイジー（先端にゴムの付いた器具）で拭き取るというもの。また、校舎2階および3階外側の窓ガラスの清掃作業では、高さが2m以上に及ぶが作業員は安全帯を使用していなかった（このとき車の中に、安全帯はあった）。
- 4 そのため窓枠に足を乗せ、手で枠をつかみながら外側に身を乗り出して、窓ガラスの外側部分の清掃作業を行った。A社では以前からこのような方法で清掃作業を行っていた。
- 5 そして午前10時頃、Xが校舎3階で外側の窓ガラス清掃作業を行っていたところ、誤ってバ

ランスを崩し、約7m下の地上に墜落した。Xはすぐに病院に運ばれたが、脳挫傷のため死亡した。

災害原因

- 1 高さが2m以上の高所作業であったが、防網を張る、安全帯を使用させるなどの墜落防止措置を講じていなかった。通常、足場の設置や高所作業車の使用などの措置が考えられるが、移動が必要な清掃作業であり、また、校舎下に花壇等あったため、足場の設置や高所作業車は使用できなかった。したがって、墜落防止のため安全帯の使用が必要となるが、A社では安全帯使用について指導など行っておらず、長年にわたって安全管理は現場任せの状態であった。
- 2 A社は同業者から窓ガラス清掃作業マニュアルを入手していたが、高所作業での安全帯・保護帽の使用徹底を含め、作業員に周知する等の活用をしていなかった。

災害発生状況図



被疑者と違反条文

所轄の労働基準監督署長は、以下の法令違反の疑いで書類送検した。

■A社とA社営業部長

- ・安衛法第21条（事業者の講ずべき措置等）第2項
- ・安衛則第519条（開口部等の囲い等）第2項

労働基準監督官のコメント

「高所作業にもかかわらず、安全帯を使用させる等の墜落防止対策を講じることなく、長年にわたり、このような作業を行わせていた会社の責任は重大だ。高所作業では必ず安全対策を講じた上で作業を行うことを徹底していただきたい」

災害防止対策

- 1 7mの高所作業であり、足場設置や高所作業車の使用等による墜落防止措置が必要であるが、臨時的短時間作業や作業場所の制約等により、そのような措置がとれない場合は、次善の策として、安全帯の使用をルール化し、その遵守状況を徹底して指導し定着化させる。
- 2 「たかが清掃作業、されど清掃作業」。慣れている作業でも、細かく見れば多くの危険が潜在しているおそれあり。作業リーダーを明確にし、朝終礼を利用した危険予知訓練やヒヤリハット活動の導入による安全活動の活性化を図る。



高所の臨時作業などで、足場設置や高所作業車の使用が難しい場合は、安全帯の着用を中心とする次善の策を明確に指示し、会社側責任として徹底させよう！